官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件（経済産業一〇四）　一

その他告示

○経済産業省告示第百四号

令和八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和八年政令第二百六十号）により指定された令和八年熊本地震による災害に関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を次のように指定する。

令和八年八月二十一日

経済産業大臣　赤澤　亮正

特定権利利益	対象者	延長後の満了日
火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第十五条第一項ただし書の規定により付与された特定権利であって、同法第四十五条の二第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの	令和八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条第一項に規定する災害発生市町村の区域（以下「特定災害区域」という。）に住所を有する者	令和九年一月二十七日
火薬類取締法第十七条第一項の規定による許可により付与された特定権利であって、同条第六項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
火薬類取締法第三十五条第一項第一号の規定による指定により付与された特定権利であって、同法第四十五条の三十八第二項において準用する同法第四十五条の二十六第一項の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		
中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定による登録により付与され、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九号）第九条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定により、令和九年一月二十六日以前にその効力を失うもの		